

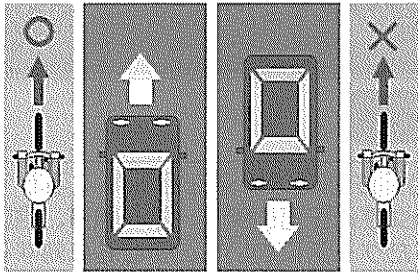
じてんしゃ りょう
～自転車を利用しているみなさんへ～

自転車のルールが変わります！



平成25年
12月～

① 自転車の路側帯を通るときは、道路の左側しか通れません！



じてんしゃ りょう たい とお どうろ ひだりがわ とお
自転車で路側帯を通るときは、道路の左側にある路側帯しか通れません。

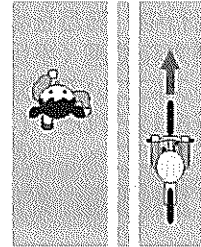
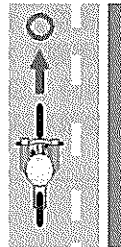
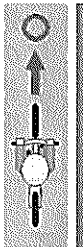
じてんしゃ とお りょう たい
○ 自転車が通れる路側帯

じてんしゃ とお りょう たい
× 自転車が通れない路側帯

1本の線

1本の線と点線

2本の線（歩行者専用）



※ 路側帯とは？ = 歩く人のためのスペースを作るために、歩道のない道路などで車道と白い線で区切られた部分のことです。

Q. 道路に歩道があるときはどこを通ればいいの？

A. ★自転車は車のなかまなので、車道の左側を通らなければなりません。ただし、

- 「歩道通行可」の標識があるとき
- 13才未満の子ども、70才以上のお年よりや、体が不自由な人が自転車に乗るとき
- 車道を走るのが危険なとき（道路が工事中のとき、車がじゃまで通れないとき など）

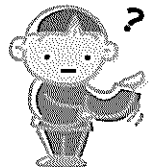


「自転車の歩道通行可」のマーク

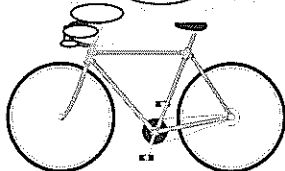
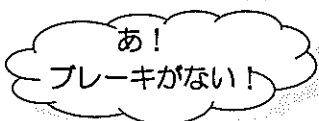
は歩道を通ってもよいことになっています。

★歩道を通るときは、歩く人が優先なので、車道側をすぐに止まれる速さで通りましょう。

また、歩く人のじゃまになるときは、一度止まらなければなりません。



② ブレーキをつけていない自転車に乗ってはいけません！



★ブレーキがないなどの、安全に止まるための装置をつけていない自転車は、警察官に停止を求められ、検査をされることがあります。

★そして、その装置がなかったり、こわれているときは、自転車の整備をするよう注意されたり、自転車の運転をしないよう命令されることがあります。

自転車は便利な乗り物ですが、乗り方を間違えば他人を傷つけてしまうこともある、とても危険な乗り物です。自転車のルールとマナーを守って、事故を起こしたり事故にあったりしないよう心がけましょう。

